

新居浜工業高等専門学校いじめ対策委員会規程

令和2年8月3日規程第4号

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止対策ポリシー第8第1項及び新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)運営組織規則第21条の2の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等に関する取組を適切かつより実効的に行うため、いじめ対策委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) いじめ防止等基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) いじめ防止プログラムの策定及び見直しに関すること。
- (3) 早期発見・事案対処のマニュアルの策定及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に基づく各種取組の企画、実施及び検証に関すること。
- (5) いじめ事案の対応に関すること。
- (6) その他いじめ対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
 - (2) 副校長(総務企画担当)
 - (3) 教務主事
 - (4) 学生主事
 - (5) 寮務主事
 - (6) 学生相談室長
 - (7) 事務部長
 - (8) 総務課長及び学生課長
 - (9) 看護師
 - (10) その他校長が必要と認めた者
- 2 いじめ事案が発生した場合は、関係する学級担任又は専攻主任が前項の委員として加わるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて心理・福祉等に関する専門的な知識を有する学外カウ

ンセラー又はその他の外部専門家を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、校長が別に定める。

附 則（令和2年8月3日 制定）

この規程は、令和2年8月3日から施行する。